（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　北海道美唄市、夕張郡栗山町、岩内郡共和町（以上1市2町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、中川郡音威子府村（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山形県西置賜郡白鷹町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山口県防府市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係道県庁並びに市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成24年11月22日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成24年12月4日

農林水産大臣　郡司　彰

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　岐阜県高山市、郡上市、揖斐郡揖斐川町（以上2市1町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、瑞浪市、中津川市（以上2市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　兵庫県丹波市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、多可郡多可町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　香川県仲多度郡まんのう町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　宮崎県延岡市、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町、西臼杵郡五ヶ瀬町（以上1市4町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、小林市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮崎労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成24年12月4日

宮崎労働局長　小林　泰樹

第4号中「1時間695円」を「1時間699円」に改める。

公　聴　会

電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十四条第1項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年十二月四日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　件名　関西電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年一月二十八日　午前九時から（意見陳述人が多数の場合は、上記期日に加え、平成二十五年一月二十九日も続行する。）

三　場所　大阪合同庁舎1号館別館大会議室（大阪府大阪市中央区大手前1丁目五番四十四号）

四　事案の要旨

1　電気料金その他の供給条件についての供給約款の変更（現行の電気料金を平均一一．八八パーセント引き上げるほか、その他の供給条件の変更等に伴う電気供給約款の変更を行う。）

2　申請者からの申請資料等については、経済産業省のホームページ（http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/1211kandenshiryou/index.html）に掲載する。なお、当該資料については、経済産業省（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、近畿経済産業局（大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎1号館）並びに関西電力株式会社の本店（大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号）及び支店・営業所において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「関西電力関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年一月十五日までに近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到着するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（kin-denkikochokai@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名、「関西電力関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年一月十五日までに近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課に到着するよう申し込むこと。この傍聴の申し込みは、電子メール（kin-denkikochokai@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込を行った場合は、メールでの申込を有効とする。）。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　意見陳述人が多数の場合は、前記第二号の期日に加え、翌日に続行することとなるが、意見陳述申し込みを行う者は、期日の指定を行うことができない。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

（メールアドレス）

職業

関西電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

2　意見の概要は、できる限り日本工業規格A4とすること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月三十日（金）

○一般案件（抜粋）

一、「日本再生加速プログラム」について（決定）（内閣府本府）

一、地域主権推進大綱について（決定）（内閣府本府）

○国会提出案件

一、独立行政法人日本学術振興会平成二十三年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）

一、独立行政法人日本学術振興会平成二十三年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）

一、独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十三年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）

一、広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書等十四件について（決定）（国土交通省）